論点　居宅サービス事業所等における安全管理体制措置について

論点

■ 原則、全てのサービスにおいて、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとされている。

■ 介護保険施設については、運営基準において、事故の発生又はその再発を防止するため、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための委員会、④従業者に対する研修の定期的な実施、⑤これらを適切に実施するための担当者の設置をしなければならないこととされている。

■ 現行、居宅サービス事業所等においては上記①～⑤の義務付けはされていない。

■ 居宅サービスにおけるこれらの義務付けに係る実態について、小規模事業所も含め、①、②は95％程度、③は80％前後、④は90％程度、⑤は80％強であった。

■ ③に関し、安全対策委員会非設置の事業所では、その理由として「職員を集めることが難しい」が最も多かった。

■ 居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえることが必要。

■ これらを踏まえ、居宅サービス事業所等における実効性のある安全管理体制を構築するための対応についてどう考えるか。

対応案

■ 居宅サービス事業所等について、小規模事業所への過度な負担を避ける観点から、委員会については一律の義務付けを行わず、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための従業者に対する研修の定期的な実施（他事業所との共同開催等も可）、④これらを適切に実施するための担当者の設置を義務付けてはどうか。その際、１年間の経過措置期間を設けてはどうか。

■ 居宅療養管理指導は、保険医療機関等がみなし指定を受けている場合、介護サービスを提供していない又はその機会が極めて限られている事業所も含まれていることから、一定の介護サービスの提供実績を有する事業所を義務付けの対象とすることとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.51 より抜粋

居宅サービス事業所等における人員規模別安全対策の実施状況

○　居宅サービス事業所の人員規模別（実人数）にみた安全対策の実施状況は、人員規模が大きい事業所ほど実施率が高い傾向がみられたものの、指針の策定、研修の実施、担当者の配置については、小規模事業所を含め概ね8割以上の事業所で実施されていた。

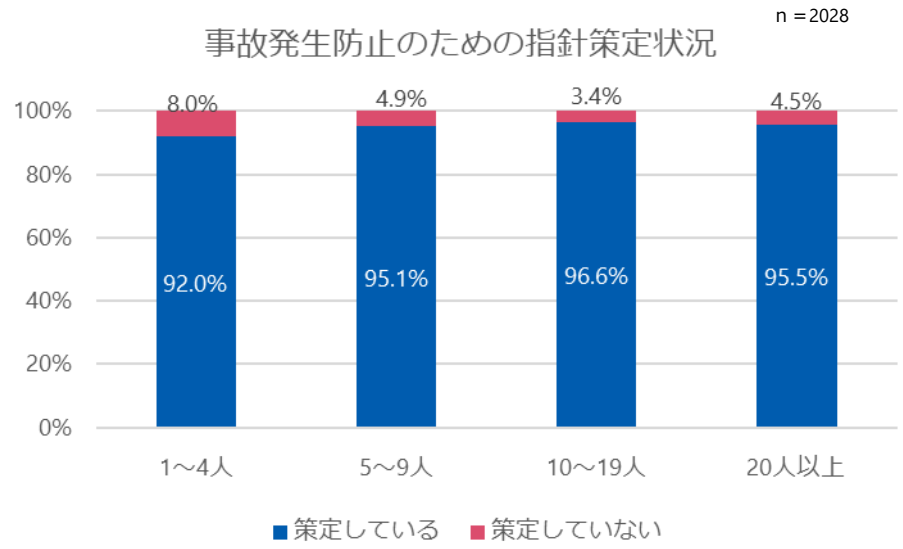

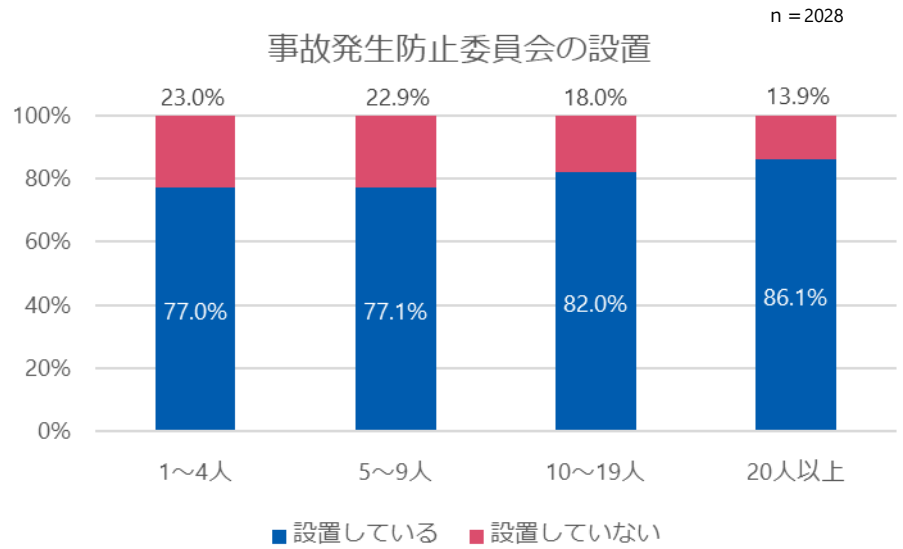

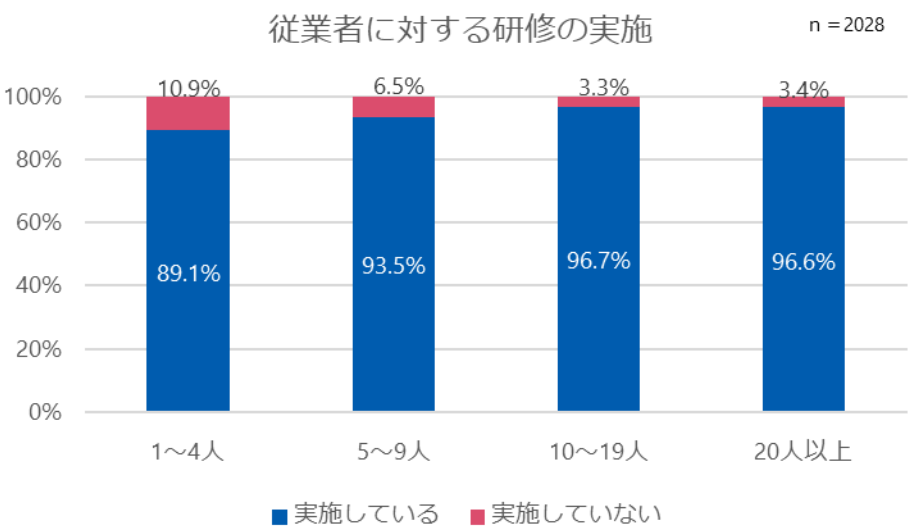

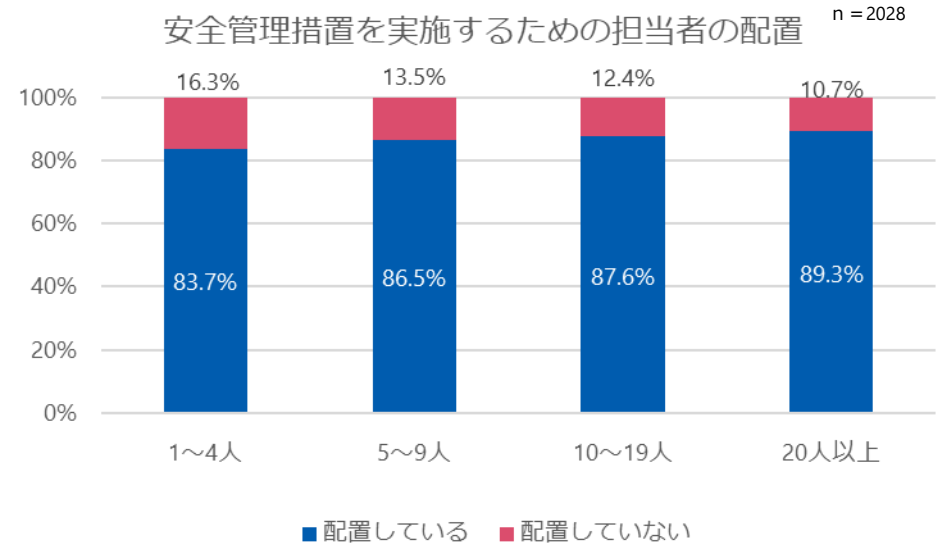

【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」で収集したデータに基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.47 より抜粋

居宅サービス事業所等における安全管理体制措置をとっていない理由

○　指針を策定していない事業所（n=99）では、「どこまで準備すべきか判断するための情報や知識を得にくい・相談先がない」（48.5%）が最も多かった。

○　安全対策委員会を設置していない事業所（n＝396）では、「決まった時間に職員を集めることが難しい」（25.5%）が最も多かった。

n＝99

指針を策定していない理由（複数回答）

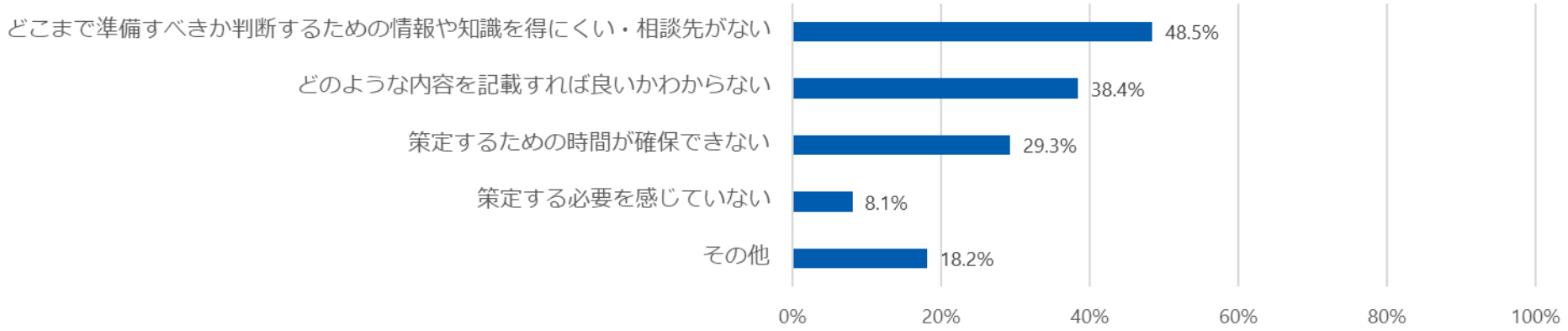

安全対策委員会を設置していない理由（複数回答）

n＝396

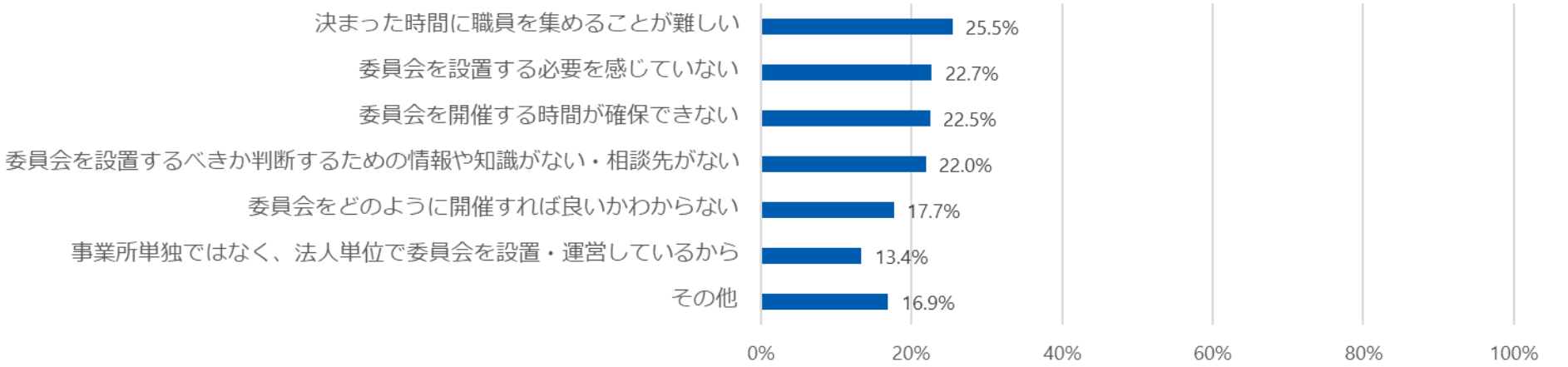

【出典】令和７年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」で収集したデータに基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.48 より抜粋

居宅サービス、地域密着型サービスにおける安全管理体制に関する基準等

○　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省第令37号）（抄）

（事故発生の防止及び発生時の対応）
第37条　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2　指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
3　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

※　地域密着型サービスにおいても同様に規定されている。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.56 より抜粋

介護保険施設における安全管理体制に関する基準等

○　指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抄）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第35条　指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.57 より抜粋